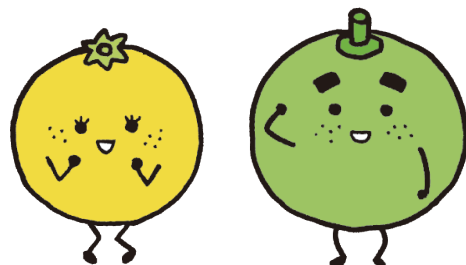


宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を行いながら、地域における健康増進活動や地域コミュニティ活動の取り組みを支援するため、感染症の感染拡大防止対策を行う設備整備等に対して補助金を交付します。

詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

補助金 **上限 10 万円**
(補助率 10 / 10)



補助対象者

- ・ 市内に所在する自治会（複数の自治会での合同での申請も可）
- ・ 市内に活動拠点（集会所、老人憩いの家など）があること
※自己所有・指定管理・使用許可などにより従来から利用しており、地域の活動拠点として認められている施設
- ・ 活動拠点において、地域介護予防活動や地域のコミュニティ活動（総会、敬老会、老人クラブ活動など）を行っていること
- ・ 市の同種の補助金の交付対象でないこと

対象となる経費（取付工事費含む）

- ・ 空気清浄機（空気清浄機能付きエアコンを含む）
- ・ 飛沫感染の防止を目的とするパネル、ついたて、スクリーン
- ・ 換気扇その他の換気を目的とする設備（網戸を含む）
- ・ 非接触型体温計
- ・ 消毒液スタンド など

※マスク、消毒液などの消耗品は対象外

お問い合わせ

宿毛市 企画課

〒788-8686 宿毛市桜町2番1号

TEL 0880-63-1118

FAX 0880-63-0174